

対策型胃内視鏡検診の導入に向けた対応について

秋田県健康づくり推進課

1 沿革

- H28 年度の消化器がん部会において、市町村における胃内視鏡検診について協議し、胃がん検診実施要領に検査方法として胃内視鏡検査の記載を了承（H29.4.1 施行）。
- H29 年度の消化器がん部会において、実施可能な市町村（秋田市、横手市）から導入し、徐々に全県展開する方針を決定したが、現在、対策型胃内視鏡検診の導入に関する具体的な取組は進んでいない状況にある。

（参考）

- 市町村における対策型胃内視鏡検診の導入状況
H31 年度実施予定市町村：なし
H32 年度実施予定市町村：秋田市（検討中）
- 市町村の意向（H30.2 アンケート調査より）
課題はあるが実施したい 22 市町村
実施しない 3 市村

2 基本的な方向性

多くの市町村で胃内視鏡検診の実施意向があることから、地域の医療資源等の状況によらず、実施可能となるような広域的な対策型胃内視鏡検診の実施体制を整備する。

3 実施体制の整備

市町村の共同による運営委員会の設置や、検査医療機関との一括契約など、検診の実施が可能な体制を整備する。「対策型胃内視鏡検診の実施体制（案）」（資料 5-2）

4 今後の取組計画

- ①「秋田県における市町村がん検診胃内視鏡検査実施に関する手引き（案）」（資料 5-3）により、検診対象者や検査医の条件などについて、一定の要件を示す。
→本部会で決定し、市町村及び検診機関等へ周知予定
- ②県医師会（消化器がん検診中央委員会）を中心に、秋田市及び秋田市医師会と連携し、「胃内視鏡検診運営委員会（仮称）」を設立し、体制整備に向けた検討を行う。
- ③「対策型検診のための胃内視鏡検診マニュアル 2015 版」に準拠した対応が可能な医療機関数の調査を行う。
（目的）検診対象者や検査医・読影医の認定条件を設定するにあたり必要な人的・設備的キャパシティを把握するため。
- ④市町村に対し、実施意向調査を行う。

対策型胃内視鏡検診の実施体制 (案)

資料5-2

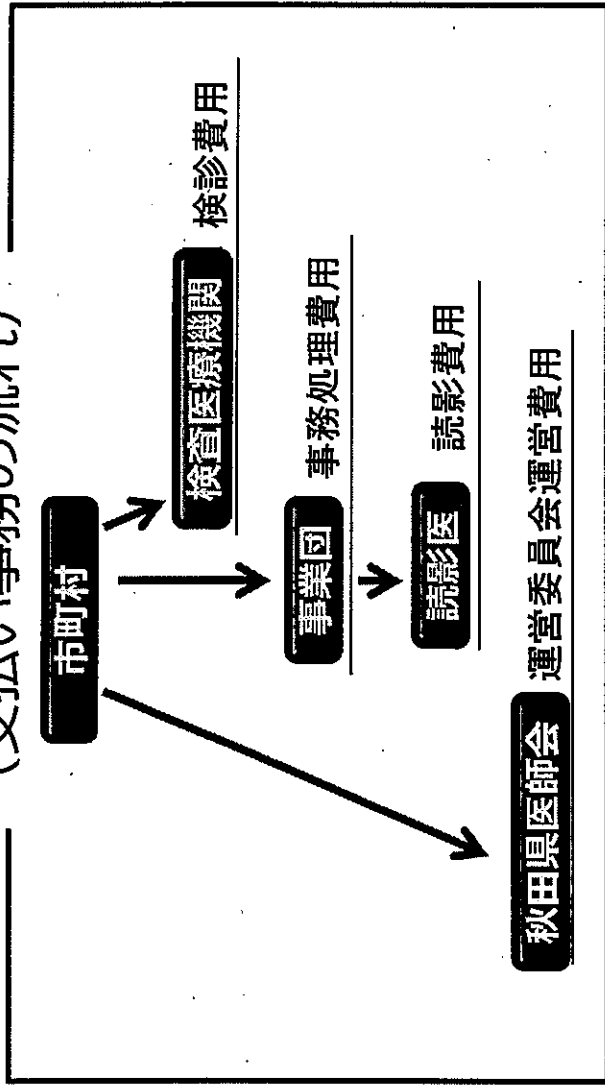
○全体像の構想
実施する市町村が
それぞれ委託

A市 ... **Z村**

(3者契約)

- ・運営委員会の設置・運営
- ・検診業務

(支払い事務の流れ)



秋田県医師会

- ・運営委員会の運営業務
(検査医の認定、読影医の選任、研修会開催等)
- ・検査医療機関の代表

事業団

- ・検診結果作成等の事務処理
- ・読影医との調整・検査データの中継



・契約に係る業務を委任



※検査データの中継

検査医療機関 (検査医)

読影医

県の役割: 市町村の実施意向調査、事業団や医師会との調整

秋田県における市町村がん検診胃内視鏡検査実施に関する手引き（仮称）（案）

1 目的

胃内視鏡検査は胃 X 線検査と比べ侵襲性が大きいため、安全管理と精度管理が重要であることから、対策型検診として標準化された実施体制の構築のため、一定の基準を定めるものである。

なお、本手引きに定めるものの他、日本消化器がん検診学会による「対策型検診のための胃内視鏡検診マニュアル 2015 版」を参考とすること。

2 実施主体

市町村

3 胃内視鏡検診運営委員会（仮称）

胃内視鏡検診を導入する市町村は、検診の実施を運営するための胃内視鏡検診運営委員会（仮称）（以下、「運営委員会」という。）を設置する。なお、市町村が単独で設置できない場合は、他市町村との共同設置、外部機関へ設置を委託することも可能である。

(1) 構成員

胃内視鏡検査を担当する地域（県）医師会、検診機関や専門医などが含まれること。

(2) 委員会の検討事項

- ・ 検診受診対象
- ・ 検診実施方法
- ・ 検査医の認定
- ・ 読影医委員会のメンバー選任
- ・ 読影委員会によるダブルチェックの運用方法
- ・ 検診実施医療機関の登録
- ・ 研修会の開催
- ・ 偶発症対策（偶発症に関するモニタリング）
- ・ 検診データベース管理 等

4 検診受診対象

市町村が実施する胃がん検診における胃内視鏡検査の対象者は 50 歳以上の住民で、胃疾患に関連する症状のない者とする。ただし、胃部分摘除後の受診者は、経過観察中以外は症状がなければ胃内視鏡検診の対象とする。また、ピロリ除菌後の受診者は、除菌後の年数にかかわらず、検診の対象とする。

さらに、抗血栓薬服用中の受診者への胃内視鏡検査は慎重に行うこととし、胃内視鏡検査時の出血があった場合に、適切な止血処置が実施できない医療施設では、抗血栓薬服用中の受診者への胃内視鏡検査は原則として勧めない。抗血栓薬服用中の受診者に対応できない場合には、胃内視鏡検査は実施せず、胃がん検診の選択肢として胃 X 線検査について説明する。

この他、次に該当する者は胃内視鏡検診の対象からは除外する。

○ 検診対象の除外条件

- (1) 胃内視鏡検診に関するインフォームド・コンセントや同意書の取得ができない者。
- (2) 妊娠中の者。
- (3) 疾患の種類にかかわらず、入院中の者。
- (4) 消化性潰瘍などの胃疾患で受療中の者(ピロリ除菌中の者を含む)。
- (5) 胃全摘術後の者。

○ 胃内視鏡検査の禁忌

- (1) 咽頭、鼻腔などに重篤な疾患があり、内視鏡の挿入ができない者。
- (2) 呼吸不全のある者。
- (3) 急性心筋梗塞や重篤な不整脈などの心疾患のある者。
- (4) 明らかな出血傾向またはその疑いのある者。
- (5) 収縮期血圧が極めて高い者。

高血圧治療中の場合、検査直前に血圧を測り、受検の可否を判断する。降圧剤処置後に胃内視鏡検査を行うことは可能だが、急激に血圧を降下させることはリスクを伴う。

- (6) 全身状態が悪く、胃内視鏡検査に耐えられないと判断される者。

5 検診間隔

隔年(2年に1回)

6 検査医の条件

次のいずれかの条件を満たす医師であること。

- ①日本消化器がん検診学会認定医、日本消化器内視鏡学会専門医、日本消化器病学会専門医のいずれかの資格を有する医師
- ②診療、検診にかかわらず概ね年間100件以上の胃内視鏡検査を実施している医師
- ③運営委員会が定める条件に適合し、①又は②の条件を満たす医師と同等の経験、技量を有すると認定した場合

7 読影体制

胃内視鏡検診の制度を一定に保つため、運営委員会の下部組織として胃内視鏡検診読影委員会(以下、「読影委員会」という。)を設置し、全例ダブルチェックを行う。

また、内視鏡画像は個人情報であるため、読影委員会に提出される関係資料の適切な取扱いに努めること。なお、個人情報の取扱は、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を参照すること。

- ダブルチェックを行う読影医は次のいずれかの条件を満たす医師とし、運営委員会が選任する。

- ①日本消化器学がん検診学会認定医、日本消化器内視鏡学会専門医のいずれかの資格を有する医師
- ②運営委員会がダブルチェックを行うに足る技量があると認定した場合

8 検診実施医療機関

次の条件をすべて満たす医療機関であること。

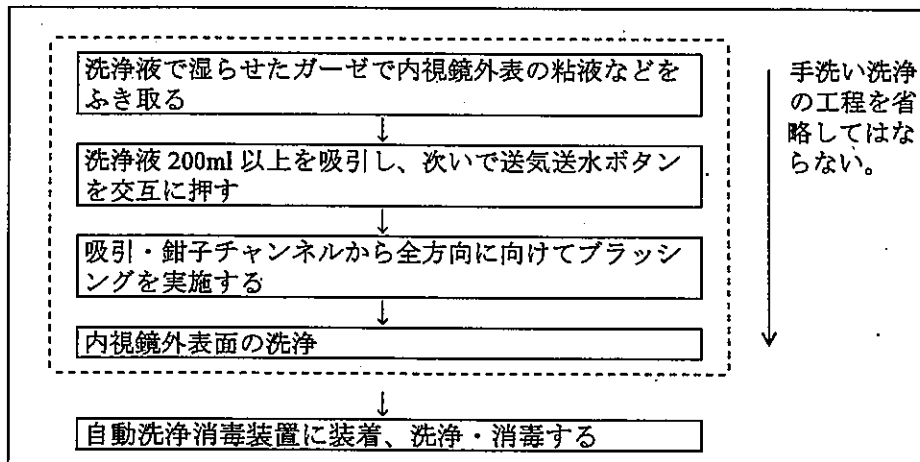
- ①運営委員会で認定された検査医が検査を実施できること。
- ②検診画像データの取り出しが可能であること。
- ③日本消化器がん検診学会による「対策型検診のための胃内視鏡検診マニュアル 2015版」に従って洗浄・消毒が行われること。
- ④偶発症の対応ができること。

9 消毒

内視鏡の洗浄・消毒は、日本消化器内視鏡学会の「消化器内視鏡の感染防御に関するマルチソサエティ実践ガイド」に準じる。

内視鏡は始めに用手で洗浄する（図1）。

図1 洗浄・消毒の過程



10 鎮痛薬・鎮静薬

各市町村が実施する胃がん検診における胃内視鏡検査では、原則として鎮痛薬（オピオイド系など）・鎮静薬（ベンゾジアゼピン系など）は使用しない。

11 撮影方法

受診者が左側臥位での検査を原則とする。胃内視鏡検診の観察範囲は食道・胃・十二指腸球部とする。十二指腸下行部の観察は必須としない。撮影コマ数は食道、胃、十二指腸を含めて、30～40コマが適当である。

12 生検

生検は医療保険給付の対象（平成15年7月30日厚生労働省保険局医療課事務連絡）となるので、あらかじめ検診の自己負担額の外に、生検実施に対する保険診療の自己負担額が追加される可能性があることを受診者に説明し、了解を得ておく。

生検は腫瘍性病変が想定される場合のみに行き、以下の病変に対しては、原則生検を行わない。なお、静脈瘤の生検は禁忌である。検診内視鏡検査の生検率は最小限となるようすべきである。

- ①典型的な胃底腺ポリープ ②タコイボびらん ③黄色腫
④血管拡張症 (Vascular ectasia) ⑤ 5mm 以下の過形成ポリープ ⑥十二指腸潰瘍

13 結果判定基準・報告

判定基準は「胃がんなし」「胃がん疑い」「胃がんあり」「胃がん以外の悪性病変」の4段階とし、診断名は必要に応じて記載する。

読影委員会による最終判断に基づき、「判定」の結果を通知する。結果報告に係る様式は、県標準様式を参考とする。

14 偶発症対策

偶発症は胃内視鏡検診に携わる医療機関ではどこでも起こりうるものとして、その情報を収集し、以降の安全対策に備えることが必要である。

偶発症の報告は、検診実施医療機関から検診実施主体である市町村及び運営委員会へ、県標準様式を参考に行う。

【様式】（「秋田県胃がん検診実施要領」で既に様式例として示されているものは"既存"と表示）

- ・胃がん検診受診票（内視鏡用）：既存（様式例 1-2）
- ・胃がん検診結果通知書：既存（様式例 4）
- ・胃精検報告書：既存（様式例 5）
- ・同意書
- ・胃がん内視鏡検査読影判定票
- ・胃がん検診偶発症報告書

【参考、引用文献】

- ・「対策型検診のための胃内視鏡検診マニュアル 2015 年度版」 一般社団法人日本消化器がん検診学会
- ・広島県における市町がん検診胃内視鏡検査実施手引き 平成 28 年 10 月 広島県地域保健対策協議会 がん対策専門委員会 胃内視鏡検診実施体制検討WG